

南木曾町内における中央新幹線建設工事に伴う 水資源への対応に関する確認書

南木曾町（以下「甲」という。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「乙」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、中央新幹線建設に伴う工事に関わる確認事項（令和元年 8 月 21 日締結）第 4 項に基づき、中央新幹線建設の施工主体である丙から委託された乙が工事施工する中央新幹線建設工事に伴う水資源への対応に関係する事項について次の通り確認する。

（目的）

第 1 条 本確認書は、工事の施工に起因して発生のある水枯渇、減水又は水質悪化に対して、水資源への対応及び保全に関する確認を行うことにより、町内の安心安全の確保及び工事の円滑な施工を図ることを目的とする。

（水枯渇又は減水時の対応）

第 2 条 丙は、工事の施工に起因する減水の兆候が見られた場合には、直ちに甲へ報告するものとする。

2 丙は、妻籠水道水源に関して、長野県指令 29 水大第 378 号（知事同意）（平成 30 年 3 月 27 日）及び「南木曾町における中央新幹線工事に伴う水道水源予備的措置に関する協定書」（令和元年 12 月 11 日）に基づき対処する。これに依れない場合は、必要により甲及び丙が協議して対応する。

3 丙は、男滝・女滝に関して、工事の施工に起因した水枯渇又は減水が発生した場合には、男タル川に関する「正常流量検討の手引き（案）」に準拠した正常流量を確保するために対応する。

4 丙は、生活用水及び農業用水等に関して、工事の施工に起因した水枯渇又は減水が発生した場合には、「公共工事に係る工事の施行に起因する水枯渇により生ずる損害等に係る事務処理要領」に基づき、対応する。

（情報提供）

第 3 条 甲、乙及び丙が実施する調査の結果については、必要により相互に報告、確認するものとする。

2 報告する頻度については「南木曾町における中央新幹線工事に伴う水道水源予備的措置に関する協定書」（令和元年 12 月 11 日）第 7 条第 2 項に準ずる。

(蘭川の水質保全)

第4条 丙は、蘭川の水質に関して、「中央新幹線中央アルプストンネル新設（尾越工区）工事における環境保全について（トンネル掘削作業）」等に基づく他、関係法令を遵守し、水質保全に努める。万が一異常が認められた場合は、甲へ速やかに連絡するとともに、対応方法について甲及び丙が協議して対応する。

(工事施工業者等への周知)

第5条 乙は、本確認書の内容を工事施工業者に通知し、遵守させるものとする。丙は、点検を工事施工業者等へ委託または請負させる場合は、本確認書の内容を工事施工業者等に周知し、遵守させるものとする。

(確認書の有効期間)

第6条 本確認書の有効期間は、本確認書を合意した日から乙の中央新幹線建設工事の完了報告の日までの期間、効力を有する。

2 第2条第4項に定める要領のほか、本確認書に定めがない事項により有効期間の延長が必要な場合は、前項に規定にかかわらず甲及び丙が協議して有効期間を決定する。

(その他)

第7条 本確認書に定めがない事項または疑義が生じた場合は、甲及び丙が協議して対応するものとする。

(以下余白)

本確認書を証するため、本書を3通作成し、甲・乙・丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年10月13日

甲 長野県木曽郡南木曽町読書3668-1
南木曽町長

向井裕

乙 岐阜県中津川市日の出町1丁目45番地
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
関東甲信工事局
中津川鉄道建設所長

福山拓

丙 長野県飯田市元町5451番地
東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部
中央新幹線建設部 名古屋建設部
中央新幹線長野工事事務所長

杉浦禎

